

日医発第 1528 号（健Ⅱ）
令和 4 年 11 月 2 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査及び抗原検査
の取り扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記に係る 2 件の事務連絡
がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、診療報酬上追加された、「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸
同時検出」及び「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」について、
新型コロナウイルス感染症に係る行政検査としても取り扱う旨、連絡するものです。

なお、既に締結済みの行政検査の契約については、都道府県等と医療機関の個別の
契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当
事者の異議がある場合を除き、「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時
検出」及び「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」による方法が
含まれているものとみなすとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会、
関係医療機関に対する周知方につきまして、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

[（令和 2 年 10 月 19 日付（健Ⅱ 305F）参照）](#)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和 4 年 3 月 4 日付（保 305）参照）

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
PCR 検査の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。）及び「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年 3 月 25 日付け健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 5 月 22 日最終改正。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 4 年 10 月 28 日付け保医発 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省健康局結核感染症課長通知の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、内容を了知の上、関係各所に対し周知徹底を図られたい。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱いについて」（令和 4 年 7 月 1 日付け事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱い

次に掲げる厚生労働省健康局結核感染症課長通知中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出（ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出を含む。）」と取り扱う。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）
- ・ 「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年 3 月 25 日付け健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 5 月 22 日最終改正。以下「3 月 25 日課長通知」という。）

2. その他

1. に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）並びに 3 月 25 日課長通知の別添の事務契約書（案）及び覚書（案）の「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出」が含まれているものとみなすものとする。

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班
(代) 03-5253-1111 (内線 8062)

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
抗原検査の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。）及び「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年 3 月 25 日付け健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 5 月 22 日最終改正。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 4 年 10 月 28 日付け保医発 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省健康局結核感染症課長通知の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、内容を了知の上、関係各所に対し周知徹底を図られたい。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取扱いについて」（令和 4 年 9 月 1 日付け事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取扱い

次に掲げる厚生労働省健康局結核感染症課長通知中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出を含む。）」と取り扱う。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年10月14日最終改正。以下「行政検査通知」という。）
- ・ 「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和2年3月25日付け健感発 0325 第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年5月22日最終改正。以下「3月25日課長通知」という。）

2. その他

1. に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）並びに3月25日課長通知の別添の事務契約書（案）及び覚書（案）の「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に「SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に「SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」が含まれているものとみなすものとする。

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班
(代) 03-5253-1111 (内線 8062)

保医発1028第1号
令和4年10月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年10月28日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節D012に次を加える。

(57) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出（定性）

ア SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出（定性）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原、インフルエンザウイルス及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定す

る。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RS ウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、「23」のRS ウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）及び SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出（定性）については、別に算定できない。

2 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節 D 0 2 3 に次を加える。

(35) SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRS ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRS ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従うこと。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出を実施した場合、本区分「13」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）については、別に算定できない。

オ 本検査を算定するに当たっては、本区分の「10」の「注」に定める規定は適用しない。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)～(56) (略) <u>(57) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出(定性)</u> <u>ア SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原、インフルエンザウイルス及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明ら</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)～(56) (略) (新設)

かにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、「23」のRSウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）及びSARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出（定性）については、別に算定できない。

D013～D022（略）

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(34)（略）

(35) SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又

D013～D022（略）

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(34)（略）

(新設)

は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRSウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従うこと。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘

<u>要欄に記載すること。</u> <u>エ SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸 同時検出を実施した場合、本区分「13」のインフ ルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出、SARS-C oV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・ R S ウイルス核酸同時検出及びウイルス・細菌核 酸多項目同時検出（SARS-CoV-を含む。）について は、別に算定できない。</u> <u>オ 本検査を算定するに当たっては、本区分の「10」 の「注」に定める規定は適用しない。</u> D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 2 節 削除 第 3 節・第 4 節 （略） 第 4 部～第 13 部 （略） 第 3 章 （略）	D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 2 節 削除 第 3 節・第 4 節 （略） 第 4 部～第 13 部 （略） 第 3 章 （略）
---	---